

い な ほ 87号

◆ 発行：日南町農業委員会

◆ 編集：広報委員会

令和7年度 標準農作業賃金のお知らせ

令和7年度 標準農作業賃金が決定しました。

実際の契約には農地の状況、物価、燃料費の変動の状況に応じて両者でよく話し合って決定してください。

(※消費税含む)

作業名		作業単価	備考
農作業（1時間あたり）		1,000円	
田植え（10aあたり）		ほ場条件に関係なく統一単価 9,000円	すみ植えは依頼者 施肥機付
耕 耘	荒起こし、秋起こし （10aあたり）	ほ場条件に関係なく統一単価 8,000円	燃料費、回送料含む
	荒がき（10aあたり）	ほ場条件に関係なく統一単価 6,000円	燃料費、回送料含む
	代かき（10aあたり）	ほ場条件に関係なく統一単価 7,000円	燃料費、回送料含む
ブロードキャスター （10aあたり）		2,700円	燃料費、回送料含む
コンバイン （10a当たり）		ほ場条件に関係なく統一単価 20,000円	燃料費、回送料含む 倒伏、軟弱田等は別途協議
乾燥・粳摺り （摺上玄米30キロ当たり）		1,000円	生粳水分量に関係なく 燃料費含む
粳摺り・乾燥・色彩選別 （摺上玄米30キロ当たり）		1,400円	生粳水分量に関係なく 燃料費含む
色彩選別 （摺上玄米30キロ当たり）		550円	
防除作業（動噴、ドローン） （10a当たり）		薬剤散布 2,700円	薬剤費は依頼者負担
草刈作業 （1時間当たり）		あぜ草等 2,000円	燃料費は請負者負担
畔付け （1m当たり）		80円	燃料費、回送料含む

令和6年実績 賃借料状況一覧

令和6年1月から令和6年12月末までに契約された10aあたりの賃借料の各地域の水準は次のとおりです。

この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で締結してください。なお、物納については、1袋（米30kg）あたり、8,800円として算出しています。（データ数は貸借の件数であり筆数ではありません）
（10a当たりの賃借料）

地区	平均（円）	最高（円）	最低（円）	備考
日野上地区	6,033	7,000	3,427	全データ6件のうち 使用貸借による契約は0件
山上地区	3,890	7,728	1,000	全データ20件のうち 使用貸借による契約は6件
阿毘縁地区	7,160	10,460	5,000	全データ10件のうち 使用貸借による契約は0件
大宮地区	4,833	8,000	2,000	全データ15件のうち 使用貸借による契約は3件
多里地区	5,000	5,000	5,000	全データ18件のうち 使用貸借による契約は4件
石見地区	6,098	9,224	2,675	全データ23件のうち 使用貸借による契約2件
福栄地区	5,332	8,800	3,000	全データ16件のうち 使用貸借による契約は5件
日南町全体	5,420	10,460	1,000	全データ108件のうち 使用貸借による契約は20件

農業委員会 活動報告

第38回日野郡農業委員会研修交流会

令和6年10月24日（木）、江府町役場を会場に日野郡3町研修交流会が開催されました。研修会では鳥取県農業農村担い手育成機構 西尾博之理事長から『中山間地における農地中間管理事業の今日的課題と展開方向』と題して機構の業務と農地制度、農地中間管理事業の課題と今後についてお話を伺いました。

今後も定期的に関催し各町の活動について情報交換していきたいと思っております。



2024年度 中国・四国ブロック 農業委員会女性委員研修会

令和6年11月7日（木）・8日（金）、米子コンベンションセンターを会場に中国・四国ブロックの女性委員、事務局の約220名が一堂に会し、「キラッと輝く委員へ～1人の百歩より100人の一歩～」をテーマに、未来の農業・農村の姿をみんなで描けるよう研修会を開催しました。

1日目は女性登用、活躍のポイントや話し合いを円滑に進めるためのコミュニケーションスキルについての基調講演が行われ、2日目は限られた時間ではありましたが、グループワークを中心に活発な意見交換が行われました。来年度は徳島県で開催予定です。



非農地証明について

非農地とは

土地登記簿の地目が農地（田、畑など）であるにもかかわらず、その現状が農地以外の土地になっているもののことです。

一定の条件（農地法施行以前に転用されたもの、災害によって耕作できなくなった場合、20年以上農地として活用していない場合など）を満たしている場合、現況が農地でないと認められたものについては非農地としての証明書を発行しています。この証明書をもって法務局で手続きをすることで、登記簿の地目変更等の登記をすることができます。

非農地証明書の発行にあたって

農業委員会で現地確認など必要な調査を行います。可能な限り、現地での立会をお願いしています。その後、農業委員会総会の審査を経て発効しています。なお、審査の結果、違反転用と認められるものについては、その旨を回答し、適切な措置や指導を行う場合があります。

申請書の締め切りについて

毎月10日（休日の場合は翌開庁日）までに申請書を提出してください。添付書類などの再提出をお願いする場合がありますので、余裕をもって準備をお願いします。

日南町農業委員会視察研修会

令和6年11月26日（火）、鹿野町河内果樹の里山協議会の耕作放棄地を活用した取り組みについてお話を伺ってきました。集落の農家だけでなく、地域内外の様々な人が参集して活動を展開しておられました。

「耕作放棄地を果樹の里山に」という目的を明確にし、取り組み方針に多くの賛同が得られたという言葉が印象的でした。



糸田川農業委員

美作地域の土地利用型農業推進研修会 講師として

令和7年2月3日（月）、岡山県美作県民局から講師依頼を受け、一般社団法人TARIの代表である糸田川農業委員が多里地区で取り組んでいる「地域まるっと中間管理方式」についてお話をしてきました。

それぞれの地域での課題は様々ですが、地域全体で農地を維持していくための仕組みづくりが大切であると考えています。



知って得する農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

- 農業者なら誰でも加入できる終身年金
 - 一定要件を満たす場合には国庫補助による政策支援
 - 全額社会保険料控除の税制優遇措置
- 農業者年金の加入には
- ◎ 国民年金第1号被保険者であること
 - ◎ 年間60日以上農業に従事していること
 - ◎ 65歳未満であること

インターネットやスマホで簡単に将来受け取れる年金額のシミュレーションもできます。詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

国民年金の上乗せで豊かな老後を！

全国農業新聞を購読してみませんか

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、皆様の経営発展に役立つ新聞として編集しています。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞のご購読をご検討ください。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

毎週金曜日発行
購読料：新聞本紙
電子新聞
購読の申込み・相談先

B3版 8～10頁建
月700円（送料・税込）※電子新聞も閲覧可能
月500円（税込）※電子新聞のみの閲覧
日南町農業委員会事務局
※電子新聞の申込みは、全国農業新聞ポータルサイト「あぐりオンライン」で受付ています。



相続登記が義務化されています

相続に伴う所有権の移転登記がなされていないことにより、所有者不明土地が日本各地で増加しています。

相続で取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記が必要です。

義務化前に相続した不動産も義務化の対象になります。**令和9年3月31日**までに相続登記が必要です。

早期の遺産分割が難しい場合は『相続人申告登記』をすることができます。

制度のお問い合わせは鳥取地方法務局米子支局または、鳥取県司法書士会ホームページに記載されている最寄りの司法書士事務所へお問い合わせください。

〔編集後記〕

日増しに暖かくなり、やっと春の訪れを感じています。農家の高齢化、人手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題があります。これらの課題を解決するためには、生産力の向上と省力化を目的としたスマート農業の推進や経営の多角化、農産物のブランド化が有効と言われています。持続可能な農業を実現するためには、農業者だけでなく、地域全体でこの問題に取り組むことが求められます。皆さんと一緒に取り組んでいきましょう。

広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林操・天崎直幸・木山篤志

◆ 農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478